

日本国際看護師 (NiNA) 養成研修に関する規程

第1条 この規程は、日本国際看護師(NiNA)認定規則第6条第3項に基づき、日本国際看護師(NiNA)養成研修(以下、養成研修という。)に関する必要な事項を定める。

第2条 養成研修の基準

養成研修の基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定部会が定める「日本国際看護師(NiNA)養成カリキュラム基準」(以下、本養成カリキュラム基準という。)に基づく研修

第3条 養成研修の認証

認定部会は、本養成カリキュラム基準に照らし、適格と認めた養成研修を本学会の日本国際看護師(NiNA)養成研修として認証する。

第4条 養成機関の基準

養成研修を実施するものは、認定部会が認める団体であって、次に掲げる要件を満たすこと

- (1) 日本国際看護師(NiNA)の普及に積極的に寄与し、十分な社会的信用を有するものであること
- (2) その役員構成が日本国際看護師(NiNA)養成事業に公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- (3) 日本国際看護師(NiNA)養成事業を適切かつ円滑に履行するに十分な財政基盤及び事務的能力を有し、適正な研修料金を設定できること
- (4) 養成研修が年一回以上行われること
- (5) 養成研修の講師は、本養成カリキュラム基準の内容に関する専門的知識及び高い識見を有する者のうちから選任されていること

第5条 養成研修の申請

- (1) 養成研修の認証を受けようとするものは、養成研修認証申請書(様式3)に認証審査料を添えて、学会に提出すること

第6条 養成研修の有効期限

養成研修の審査に合格後、3年間とする。

第7条 養成研修の更新

養成機関は、有効期限の6ヶ月前までに養成研修更新認証申請書（様式4）に認証更新審査料を添えて、学会に提出すること

第8条 認証審査料

養成研修認証審査料・・・・・・・・30万円

養成研修更新認証審査料・・・・・・・・15万円

第9条 規程の改正

この規程の改正は、認定部会の提案に基づき、理事会の決議を経て、改正することができる。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

ただし、すでに養成研修を実施している養成機関は、2019年度末までに本規程第5条の申請書の提出を条件に、移行的措置として養成研修とみなす。